



愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年3月5日火曜日 第2450号

◇ 目 次 ◇

救急病院の協力申出.....（医療対策課）.....99

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....（都市計画課）.....99

道路の区域変更（県道伊予松山港線）.....（中予地方局管理課）.....99

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....（南予地方局環境保全課）.....99

道路の区域変更（県道滑床松野線）.....（南予地方局管理課）... 101

道路の区域変更（県道美砂子郡線）.....（ " ）... 101

道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 101

道路の区域変更（県道大洲長浜線）.....（南予地方局大洲土木事務所）... 102

道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 102

道路の区域変更（県道長浜保内線）.....（ " ）... 102

道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 102

公 告

電子計算機の借入れ.....（情報政策課）... 102

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第178号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成25年3月5日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
宇和島社会保険病院	宇和島市賀古町二丁目1番37号	社団法人全国社会保険協会連合会	平成28年2月29日まで

○愛媛県告示第179号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画公園の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成25年3月5日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年3月5日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	伊予松山港線	松山市南吉田町41番地2地先から同町508番地4まで	旧	メートル 7.9~51.2	キロメートル 0.400	
			新	7.9~60.1	0.400	

○愛媛県告示第181号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置

の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県宇和島保健所及び宇和島市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成25年3月5日

愛媛県宇和島保健所長 富 田 直 明

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

宇和島市
愛媛県宇和島市曙町1番地
宇和島市長 石橋 寛久

2 事業場の名称及び所在地

宇和島市中央学校給食センター
愛媛県宇和島市保田乙647-1、638-2

3 特定施設に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第66の4号 共同調理場に設置されるちゅう房施設	
特定施設の能力	1日当たり5,000食	
工事の着手予定年月日	平成25年4月1日	
工事の完成予定年月日	平成26年2月28日	
使用開始の予定年月日	平成26年4月1日	
特定施設の使用時間間隔	連続使用(9時~17時)	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 311 最大 393
	生物化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 632 最大 764
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 174 最大 254
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 32 最大 48
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 7
	大腸菌群数(単位1立方センチメートルにつき個数)	通常 3,000以上 最大 3,000以上
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 117 最大 142
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 90 最大 110	

4 汚水等の処理施設に関する事項

工事の着手予定年月日	平成25年4月1日		
工事の完成予定年月日	平成26年2月28日		
使用開始の予定年月日	平成26年4月1日		
処理施設の種類	給食排水処理		
処理施設の型式			
処理施設の構造	RC製		
処理施設の主要寸法	縦6.0メートル 横25.85メートル 高さ4.95メートル		
処理施設の能力	1日当たり110立方メートル		
汚水等の処理の方式	生ごみ専用ディスポーザー排水処理+流動床+硝化液循環活性汚泥方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設に	項 目	処 理 前	処 理 後
よる処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 311 最大 393	通常 16 最大 20
	生物化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 632 最大 764	通常 16 最大 20
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 174 最大 254	通常 16 最大 20
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 32 最大 48	通常 12 最大 15
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 7	通常 1 最大 2
	大腸菌群数(単位1立方センチメートルにつき個数)	通常 3,000以上 最大 3,000以上	通常 2,000以下 最大 2,500以下
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 117 最大 142	通常 24 最大 30
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 90 最大 110	通常 90 最大 110

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	項 目	
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 16 最大 20
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 16 最大 20
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 16 最大 20

窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 12 最大 15
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 2
大腸菌群数(単位 1立方センチメートルにつき個数)	通常 2,000以下 最大 2,500以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 24 最大 30
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 94 最大 115

○愛媛県告示第182号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 3月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	滑床松野線	北宇和郡松野町大字目黒719番から 同大字637番1まで	旧	メートル 6.7~12.4	キロメートル 0.499	
			新	7.8~12.9	0.499	

○愛媛県告示第183号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 3月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	美砂子郡線	宇和島市戸島2221番4から 同市戸島2470番4地先まで	旧	メートル 3.0~23.9	キロメートル 0.690	
			新	7.0~27.5	0.690	

○愛媛県告示第184号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 3月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美砂子郡線	宇和島市戸島2221番4から 同市戸島2470番4地先まで	平成25年 3月 5日

○愛媛県告示第185号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成25年 3月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	大洲長浜線	大洲市長浜町上老松甲1番3地先から 同町上老松甲708番4まで	旧	メートル 7.0~10.9	キロメートル 0.655	
			新	7.5~11.8	0.639	

○愛媛県告示第186号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成25年 3月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲長浜線	大洲市長浜町上老松甲1番3地先から 同町上老松甲708番4まで	平成25年 3月 5日

○愛媛県告示第187号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成25年 3月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	長浜保内線	大洲市長浜町上老松甲682番5から 同町上老松甲674番4地先まで	旧	メートル 11.9~12.0	キロメートル 0.021	
			新	8.5~21.7	0.100	

○愛媛県告示第188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成25年 3月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜保内線	大洲市長浜町上老松甲682番5から 同町上老松甲674番4地先まで	平成25年 3月 5日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。
 平成25年 3月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
電子計算機の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
汎用コンピュータ等一式

- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間
平成26年 1月 1日から平成30年12月31日まで
- (5) 借入場所
愛媛県庁
- (6) 入札方法
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成23・24・25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る修理、点検及び保守の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県企画振興部地域振興局情報政策課システム運用グループ
〒790 - 8570
愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
電話 (089)941 - 2111 内線 2272
- (2) 入札書の受領期限
平成25年 4月15日(月)午後 2時
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成25年 4月15日(月)午後 2時
愛媛県企画振興部地域振興局情報政策課システム設計室
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合

は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
ア この入札は、第331回愛媛県議会定例会の提出議案である平成25年度愛媛県一般会計予算(定第2号)の可決を条件に実施する。
イ 詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be leased :
Main-frame Computer etc . , 1 set
- (2) Time limit of tender : 2 :00 p .m . , 15 April 2013
- (3) For further information , please contact : Systems Operation Group , Information Technology Division , Regional Development Subdepartment , Planning and Development department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 941 2111 Ext 2272